

資格の大原

第76回 税理士試験 所得税法

解答・合格ラインの読み

※問題・答案用紙は国税庁ホームページにてご確認ください。

今年も税理士試験
官報合格者の

多くが大原生です!!

■2025年度(第75回)税理士試験
大原生官報合格占有率(2026年1月8日現在)

48.5%

大原の合格者数は
直近1年分です!

比べたら分かる!
安心の実績

大原生合格者

256名

(専門課程 11名を含む)

全国官報合格者

527名

昨年から合格発表方法が変更され
合格者の確認が難しくなりました
<詳細は大原HPへ>



※大原生合格者は、全国大原グループにおいて合格するための授業、模擬試験等がすべて含まれたコースで、税理士試験合格に必要な受験科目の過半数を受講した方を対象としています。
◎資格の大原の合格実績には、公開試験のみの受講生、出版教材のみの購入者、資料請求者、情報提供のみの登録者、無料の役務提供者は一切含まれておりません。
※2024年度(第74回)税理士試験より合格発表の方法が受験地・受験番号・氏名から受験地・受験番号となり、合格者の確認が難しくなりました。

本解答は令和8年8月7日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕

問 1 (30 点)

(1) (12 点)

〔1〕 概 要

甲が支払った損害賠償金は、甲に故意又は重大な過失がない場合には必要経費に算入されるが、故意又は重大な過失があった場合には必要経費に算入されない。

〔2〕 必要経費不算入 (法 45①八)

居住者が支出する損害賠償金の額で業務に関連して故意又は重大な過失によって他人の権利を侵害したことによるものは、その者の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

(2) (12 点)

〔1〕 概 要

甲が受け取った怪我に対する損害賠償金は非課税とされる。

甲が受け取った商品に対する損害賠償金は事業所得として課税される。

〔2〕 非課税所得とされる保険金等 (法 9①十八、令 30 一)

心身に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金については、所得税を課さない。

〔3〕 収入金額とされる保険金等 (令 94①一)

事業所得を生ずべき業務を行う者が受けるその業務に係る棚卸資産につき損失を受けたことにより取得する保険金等で、その業務の遂行により生ずべき所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、事業所得に係る収入金額とする。

(3) (6 点)

〔1〕 概 要

甲が受け取った休業補償金は事業所得として課税される。

〔2〕 収入金額とされる保険金等 (令 94①二)

事業所得を生ずべき業務を行う者が受けるその業務の全部又は一部の休止等の事由によりその業務の収益の補償として取得する補償金等で、その業務の遂行により生ずべき所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、事業所得に係る収入金額とする。

問2 (20 点)

[1] 青色申告特別控除 65 万円の適用を受けるために実施すべきこと (11 点)

- (1) 小規模事業者の現金基準の規定の適用を受けていないこと。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
 - ① 電磁的記録の備付け及び保存又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行い（いわゆる優良な電子帳簿の備付け及び保存を行っていること。）、確定申告期限までに税務署に一定の届出をすること。
 - ② その年分の確定申告期限までにその確定申告書に記載すべき事項及び貸借対照表、損益計算書その他事業所得の金額の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信したこと。（e-Tax による電子申告を行っていること。）

[2] 青色申告特別控除

(1) 内 容（措法 25 の 2③④） (6 点)

青色申告者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの（小規模事業者の現金基準の規定の適用を受ける者を除く。）が、その事業につき帳簿書類を備え付けてこれにその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る取引を記録している場合（これらの所得の金額に係る一切の取引の内容を詳細に記録している場合として一定の場合に限る。）には、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。

- ① 55 万円（電子帳簿保存又は電子申告を行う場合には 65 万円）
- ② 不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額（この規定の適用前）

(2) 申告要件（措法 25 の 2⑥） (3 点)

(1)の規定は、確定申告書に一定の事項の記載並びに貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、確定申告書をその提出期限までに提出した場合に限り適用する。

Z-76-C 〔第二問〕 答 案 用 紙

〔第二問〕

問

被相続人甲

各種所得の金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
事業所得	4,958,420	1 総収入金額 (1) 行政書士業収入 ① 助成金申請書作成代行報酬 $1,000,000 - 500,000 + 100,000 = \underline{600,000}$ ① ② 遺産分割協議書作成報酬 $650,000 + 20,000 = \underline{670,000}$ ① ③ 許認可申請代行報酬 2,500,000 ④ 合計 3,770,000 (2) 雑収入 ① その他 $5,200,000 - 3,000,000 - 2,001,000 - 79,580 = 119,420$ ② 解約手当金 <u>3,000,000</u> ① (3) 総収入金額の合計額 6,889,420 2 必要経費 (1) 租税公課 ① 収入印紙 $3,000 + 40,000 - 5,000 = \underline{38,000}$ ① ② 固定資産税 <u>20,000</u> ① (2) 地代家賃 $150,000 \times 7 \text{ 月} = \underline{1,050,000}$ ① (3) 消耗品費 $200,000 - 150,000 = \underline{50,000}$ ① (4) 雑費 ① その他 $150,000 - 36,000 = 114,000$ ② 年会費 $36,000 - 27,000 = \underline{9,000}$ ①

被相続人甲

各種所得の金額の計算(続き)

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
		(5) 貸倒損失 <u>0 ①</u> (注)許認可申請代行報酬の回収不能額は令和5年分の必要経費 (6) 必要経費の合計額 1,281,000 3 青色申告特別控除額 $1 - 2 > 650,000 \quad \therefore \underline{650,000} \text{ ①}$ 4 事業所得 $1 - 2 - 3 = 4,958,420$ 10 点
給与所得	0	1 収入金額 $100,000 \times 6 \text{ 月} = \underline{600,000} \text{ ①}$ 2 給与所得控除額 $600,000 \leq 1,900,000 \quad \therefore 650,000$ 3 $1 - 2 < 0 \quad \therefore 0$ 1 点
退職所得	<u>①</u> 0	(注) 小規模企業共済の共済金は非課税 1 点
配当所得	<u>①</u> 100,000	A社配当金 $79,580 \div 0.7958 = 100,000$ (総合課税を選択) 1 点

相続人乙

I 各種所得の金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
不動産所得	0	1 総収入金額 (1) 家賃収入 $50,000 \times 6 \text{ 室} \times 8 \text{ 月} = \underline{2,400,000} \text{ ①}$ (2) 総収入金額の合計額 2,400,000 2 必要経費 (1) 租税公課 ① その他 $50,000 - 5,200 = 44,800$ ② 収入印紙 $200 + 5,000 + 5,000 = \underline{10,200} \text{ ①}$ (2) 保険料 $36,000 - 12,000 = \underline{24,000} \text{ ①}$ (3) 貸倒損失 <u>0 ①</u> (注) 未収家賃の回収不能額は令和2年分の不動産所得の金額の計算上なかったものとみなす。 (4) 建替費用 $1,060,000 + 240,000 = \underline{1,300,000} \text{ ①}$ (5) 減価償却費 $20,000,000 \times 0.9 \times 0.046 \times \frac{9}{12} = \underline{621,000} \text{ ①}$ (6) 資産損失 やり方① ① $2,612,000 - 621,000 = 1,991,000$ ② $1 - 2 \text{ (1)} \sim \text{(5)} = 400,000$ ③ ① > ② $\therefore 400,000$ (7) 必要経費の合計額 2,400,000 3 青色申告特別控除額 $1 - 2 = 0 < \underline{100,000} \text{ ①} \therefore 0$ 4 不動産所得 $1 - 2 - 3 = 0$

8 点

相続人乙

※問題【資料Ⅳ】は乙の資料として解答を作成しております。

I 各種所得の金額の計算(続き)

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
給与所得	6,750,000	1 収入金額 <u>8,700,000 ①</u> (注) 令和7年分の未払残業代は令和7年分の収入金額 (注) 甲に係る7月15日支給分給与は非課税 2 給与所得控除額 $8,700,000 > 8,500,000 \quad \therefore 1,950,000$ 3 $1 - 2 = 6,750,000$ 1 点
配当所得	<u>① 200,000</u>	A社株式 1 交付金銭等 $30,000 \times 10 \text{ 株} = 300,000$ 2 資本金等の額 $10,000 \times 10 \text{ 株} = 100,000$ 3 $1 - 2 = 200,000$ (注) 7月31日に入金された配当金は非課税 1 点
譲渡所得 一般株式等の譲渡所得等	<u>① $\triangle 50,000$</u>	A社株式 $\overset{(注1)}{100,000} - \overset{(注2)}{150,000} = \triangle 50,000$ (注1) $300,000 - 200,000 = 100,000$ (注2) $15,000 \times 10 \text{ 株} = 150,000$ 1 点
総合短期 総合長期	0 <u>① 300,000</u>	1 譲渡損益 総長(金地金) $1,300,000 - 500,000 = 800,000$ 2 特別控除 $800,000 - 500,000 = 300,000$ (総長) <u>(注) ノートパソコンの譲渡による損失はないものとみなす ①</u> 2 点

相続人乙

I 各種所得の金額の計算(続き)

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
分離長期	4,647,500	1 家屋 $100,000 - (30,000 + \overset{\text{(注)}}{42,500}) = \underline{27,500} \text{ ①}$ (注) $72,500 - 30,000 = 42,500$ 2 敷地 $5,000,000 - (\overset{\text{(注1)}}{250,000} + \overset{\text{(注2)}}{130,000}) = \underline{4,620,000} \text{ ①}$ (注1) $70,000 < 5,000,000 \times 5\% = 250,000 \quad \therefore 250,000$ (注2) $200,000 - 70,000 = 130,000$ 3 合計 4,647,500 2 点
一時所得	0	1 総収入金額 付加金 <u>100,000</u> ① (注) 死亡保険金及び契約者配当金は非課税 (注) 甲に係る小規模企業共済の共済金は課税関係なし 2 その収入を得るために支出した金額 0 3 特別控除額 $1 - 2 = 100,000 < 500,000 \quad \therefore 100,000$ 4 $1 - 2 - 3 = 0$ 1 点
雑所得	3,030,000	1 総収入金額(3,030,000) (1) 遅延損害金 <u>30,000</u> ① (2) 幹旋料 <u>3,000,000</u> ① 2 必要経費 0 3 $1 - 2 = 3,030,000$ 2 点

相続人乙

Ⅱ 課税標準額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
総所得金額	10,110,000	1 所得金額調整控除 やり方① (1) $(8,700,000 - 8,500,000) \times 10\% = 20,000$ (注) $8,700,000 \leq 10,000,000 \quad \therefore 8,700,000$ (2) $6,750,000 - 20,000 = 6,730,000$ 2 $6,730,000 + 200,000 + 3,030,000 + 300,000 \times \frac{1}{2}$ $= 10,110,000$ ①
長期譲渡所得の金額	4,647,500	
一般株式等に係る譲渡所得等の金額	0	<u>(注) A社株式の譲渡による損失は損益通算できない ①</u>
課税標準額の合計額	14,757,500	

3点

相続人乙

Ⅲ 所得控除額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
医療費控除	① <u>600,000</u>	$200,000 + 500,000 - 100,000 = 600,000$ (注) $14,757,500 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$
社会保険料控除	① <u>1,341,000</u>	$1,296,300 + 44,700 = 1,341,000$
生命保険料控除	① <u>115,000</u>	1 一般分 $100,000 \times \frac{1}{4} + 30,000 = 55,000$ ① 2 個人分 $150,000 > 80,000 \quad \therefore 40,000$ 3 介護分 $20,000 \leq 20,000 \quad \therefore 20,000$ 4 1～3の計 = 115,000
配偶者控除	完答① <u>0</u>	$1,250,000 - 650,000 = 600,000 > 580,000 \quad \therefore \text{適用なし}$ (注) $1,250,000 \leq 1,900,000 \quad \therefore 650,000$
配偶者特別控除	<u>0</u>	$14,757,500 > 10,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$
扶養控除	① <u>630,000</u>	1 丁の判定 丁・戊の判定合わせて① $1,800,000 - 650,000 = 1,150,000 > 580,000 \quad \therefore \text{適用なし}$ (注) $1,800,000 \leq 1,900,000 \quad \therefore 650,000$ 2 戊の判定 $2,150,000 - 1,600,000 = 550,000 \leq 580,000 \quad \therefore \text{適用あり}$
特定親族特別控除	① <u>110,000</u>	1 丁の判定 $1,100,000 < 1,150,000 \leq 1,150,000 \quad \therefore 110,000$ 2 戊の判定 控除対象扶養親族に該当するため適用なし
基礎控除	① <u>580,000</u>	$14,757,500 \leq 25,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$
所得控除の合計額	3,376,000	9 点

相続人乙

Ⅳ 課税所得金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額	6,734,000	$10,110,000 - 3,376,000 = 6,734,000$ (千円未満切捨)
課税長期譲渡所得の金額	① 4,647,000	(")
課税一般株式 譲渡所得金額	0	1 点

Ⅴ 税額控除額及び税額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額に 対する税額	919,300	$6,734,000 \times 20\% - 427,500 = 919,300$
課税長期譲渡所得金額 に対する税額	697,050	$4,647,000 \times \frac{15\%}{①} = 697,050$
課税一般株式譲渡所得 金額に対する税額	0	
差引所得税額	1,616,350	
配当控除	① 10,000	$6,734,000 + 4,647,000 > 10,000,000$ $200,000 \times 5\% = 10,000$
住宅借入金等特別控除	① 246,700	<判定> $14,757,500 \leq 20,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$ (1) $45,250,000 - 10,000,000 = 35,250,000 < 39,800,000$ $\therefore 35,250,000$ $35,250,000 \leq 45,000,000 \quad \therefore 35,250,000$ (2) $(1) \times 0.7\% = 246,700$ (百円未満切捨)
差引所得税額	1,359,650	
復興特別所得税額	28,552	$1,359,650 \times \frac{2.1\%}{①} = 28,552$
所得税及び復興特別所得税の額	1,388,202	
所得税等の源泉徴収税額	① 674,040	$633,200 + 200,000 \times 20.42\% = 674,040$
所得税等の申告納税額	714,100	(百円未満切捨)
所得税等予定納税額	0	
納付すべき税額又は還付される税額	① 714,100	6 点

□合格ラインの読み口

理論問題は、答案用紙の枚数を見て戸惑った方もいるかと思いますが、設問自体は基本論点が中心の問題でしたので、しっかりと対策をしていた方は十分に解答できたのではないのでしょうか。

計算問題は、総合問題 1 題の出題であり、甲と乙の二人の納税者について、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、雑所得と幅広い論点が問われました。近年の本試験と比べると、極端に難しい論点は出題されておりましたが、要件の検証が難しく、正答するのがやや難しい論点が多い印象がありました。

理論・計算ともにそこまでボリュームが多くないこともあり、例年と比べても、時間が足りなくて手が付けられないということは少なかったと思います。そのため、基本論点は確実に手をつけたうえで正答し、確実に点数を伸ばしたい試験となっておりました。

〔第一問〕

問 1 は、損害賠償金を支払った場合と受け取った場合の事例問題でした。問われている内容はいずれも基本項目であり、直前の模擬試験で練習した問題であったため、解答の骨子は容易に挙げられたのではないかと思います。ただし、設問ごとの答案用紙に制限があったため、枠内での的確な解答に苦慮した受験生も少なくなかったのではないかと思います。

問 2 は、青色申告特別控除をテーマとして、65 万円の控除を受けるための要件についての問題でした。少し深掘りした要件を解答する必要性がありましたが、学習範囲で十分に合格答案を作成できるものと考えられます。

全体としては難易度が低く、ボリュームも少ないため、高得点の勝負になるでしょう。

〔第二問〕

甲と乙の二人の納税者について、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、雑所得と幅広い論点が問われました。甲が年途中で亡くなっている状況で、甲及び子供である乙の二人分の所得計算をさせるという、普段はあまり見ない設定の問題でした。甲が亡くなったことで相続が発生しており、それに伴う課税・非課税の判断や、所得区分の判断が難しい論点でした。また、講義で学習していた論点からも多く出題がされておりますが、適用要件の細かい点を突いた出題が多く、しっかりと特例の適用要件をおさえて、確実に特例の適用の可否を判断することが求められておりました。

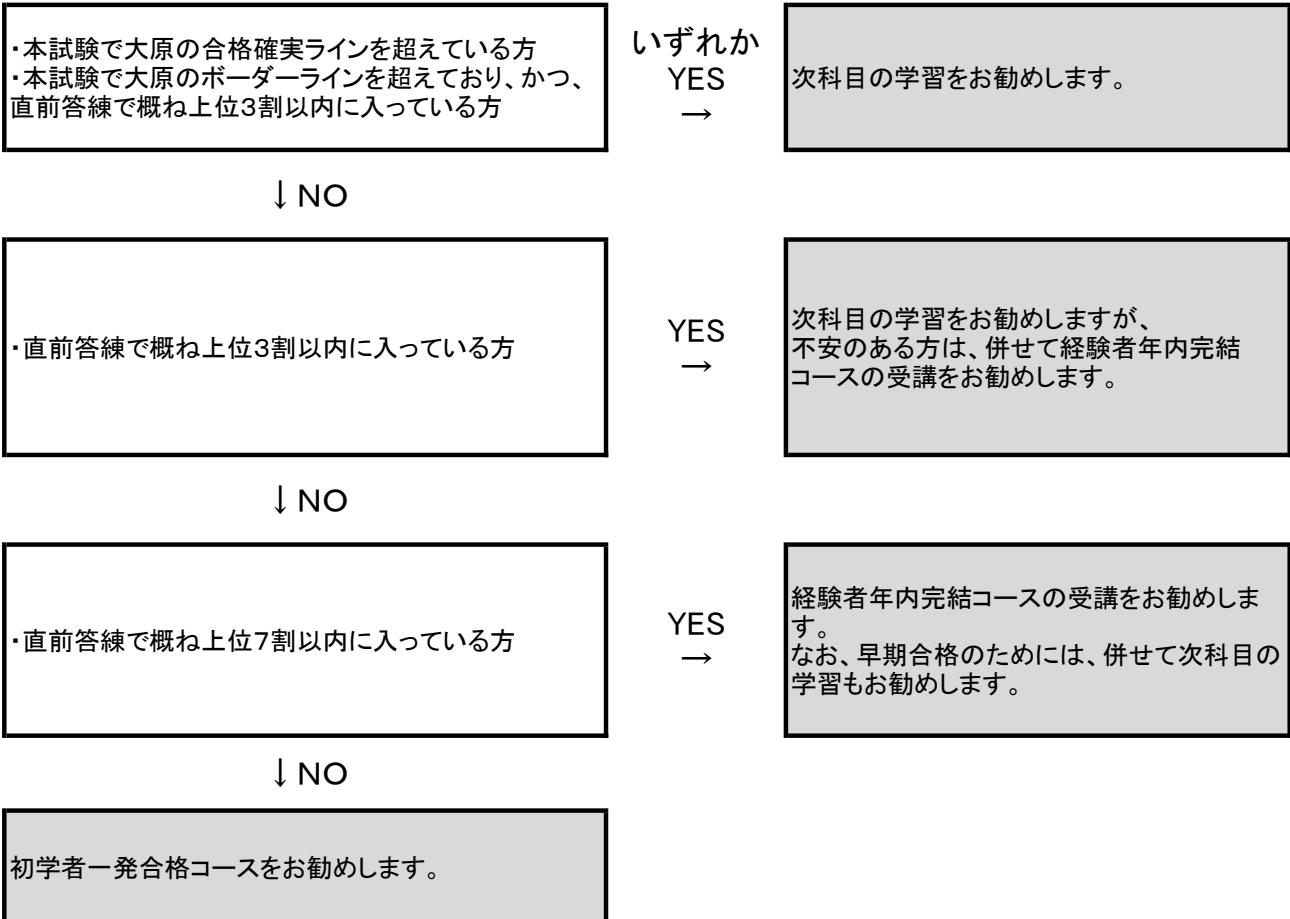
近年の本試験と比べると全体のボリュームが控えめで、時間が足りなくて解ききれない、ということにはほぼ無い状況のため、点数が取れる箇所は確実に正答し、点数を伸ばしたい問題となっておりました。ケアレスミスや読み落としに注意して、一つ一つの論点に丁寧に取り組んでいくことが合格答案作成のポイントであったと考えられます。

なお、〔第二問〕の【資料Ⅳ】については、甲の資料であるのか乙の資料であるのか判断がつかないものとなっておりました。大原の模範解答では乙の資料として作成をしておりますが、こちらを甲の資料として解答をする別解も想定されます。

以上を踏まえ、【資料Ⅳ】を乙の資料として解答をした前提においては、ボーダーラインは理論 33 点、計算 28 点、合計 61 点前後になると思われ、合格確実ラインは理論 43 点、計算 33 点、合計 76 点以上になると考えられます。

【所得税法】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。
なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



所得税法 コース紹介

【初学者一発合格コース】 講義回数：79回（週2回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方（目安として、受験専門学校の直前答練で上位7割未満の方）については、ある程度の知識が身に付いていることを前提に進められる経験者コースを受講するより、初学者一発合格コースを受講していただき、知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。

このコースでは、年内の4ヶ月で基礎項目及び本試験での出題頻度が高い項目を優先的に学習し、年明け1月からは理論・計算ともに基礎知識を踏まえた応用項目を学習します。5月期以降は多くの問題演習を通じて知識の定着を図るとともに合格答案作成能力を身に付けていただきます。さらに本試験に直結する試験委員対策を学習することにより1年で合格に必要な実力を身に付けることができます。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はありません。

【経験者年内完結コース】 講義回数：14回（週1回）

週1回のコースで、テキストを使用した講義での学習を中心とし、各月末を目安に演習問題（確認テスト）を実施するコースとなります。本試験においてボーダーライン以下となられた方で、受験専門学校の直前答練で上位7割までの学習習熟度であった方を対象としたコースです。

テキスト講義回では、基礎項目及び本試験での出題頻度の高い項目の考え方を再確認し理解力を養うとともに、多くの受講生が苦手とする項目や差がつきやすい項目を網羅的に学習していきます。理論学習では、知識面については、本試験での重要性の高い理論及び理解が難しい理論を重点的に学習し、形式面については、本試験の出題パターンに応じた解答アプローチの学習を行います。確認テスト回では、理論・計算併せて120分の演習問題を通じてアウトプット力を養い、講義で学習した項目の理解と定着度合を確認することができます。理論問題は、事前に出題範囲を提供した上で、応用理論や事例形式など様々な問題の出題をし、問題に対する解答アプローチの実践練習を行います。

<主な学習項目>

計算：利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、減価償却、資本的支出・修繕費、有価証券の譲渡、居住用財産の譲渡、所得控除など

理論：資産の無償又は低額による移転があった場合、有価証券の譲渡による所得の課税関係、資産について生じた損失の取扱い、損益通算、確定申告、利子所得・配当所得の課税関係、利子所得・配当所得の源泉徴収、給与所得の源泉徴収など

<配付教材>

計算テキスト、計算問題集、理論テキスト、演習問題（確認テスト）